

## 見積書提出先：万博推進局総務部総務課

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル0's棟北館4階  
 電話：06-6690-7801 FAX：06-6690-7805  
 Eメール：[banpaku-keiyaku@city.osaka.lg.jp](mailto:banpaku-keiyaku@city.osaka.lg.jp)

見積書提出期限

令和8年1月19日 午後2時 まで

## 物 品 供 給 見 積 書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者

大阪市万博推進局長 様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

印

下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。

見積金額 (税抜)	百万	千	円

なお、契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）となります。

契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。

案件名称	ポータブルハードディスク（万博推進局）の買入		
納品場所	本市指定場所		
借入期間	令和8年1月30日		
品名	形状・寸法・摘要	数量	
明細書	詳細は別添仕様書のとおり		

見積条項	本市使用欄	
	受付印	
1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換又は撤回をすることができない。		
2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。		
3 大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する見積は無効とする。		
4 合計金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。		
5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。		
6 契約相手方に決定された事業者は、発注者が交付する契約書に記名押印すること。		
7 最低見積をした者が2者以上あるときは、発注者が指定した日時に当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。この場合において、当該見積者がくじを引かない場合は、当該案件の発注に係る万博推進局の職員をしてくじを引かせるものとする。		